

◇東京都 電柱ゼロへ補助金創設

東京都は 2017 年度、電線を地中に埋めて電柱をなくす無電柱化で、市区町村の費用負担をゼロにする補助金創設の方針を固めた。現在は、国が 55%、残る 45%を都と市区町村の折半で負担している。補助の対象は新規に電柱化を始めたり、すでに始めていても先駆的に低コスト化に取り組んだりする市区町村で、17 年度から負担分全額を都が肩代わりする。市区町村道の無電柱化率は 2%にとどまっており、進捗が遅い市区町村道の無電柱化を後押しする。

◇東京都・川崎市 羽田連絡道に着手

東京都と川崎市は、大田区の羽田空港跡地地区と川崎市の殿町地区を結ぶ多摩川の新橋「羽田連絡道路」の都市計画事業認可を取得し、事業に着手した。認可区間は大田区の環状 8 号線と川崎市の国道 409 号線を結ぶ約 840 メートルで、車道は 7.5 メートル幅の 2 車線を確保し、車道の両側にはそれぞれ幅 4.9 メートルの歩道・自転車道を整備する。総額 300 億円をかけ、2020 年東京五輪の開催までに完成させ、羽田空港の利便性や殿町に集積する先端的な生命科学の研究開発拠点を内外にアピールする機会にしたい考え。

◇東京都 多摩専門の観光案内所

東京都は、2017 年度に多摩地域専門の観光情報センターを立川市内に整備する方針を決めた。増加が続く訪日外国人客らは都区部の繁華街や名所に集中する傾向があるため、多摩方面への誘客を図る。地域の伝統文化や自然の魅力などきめ細かい情報を伝える拠点とする。

◇不動産相談事例の紹介 (No. 71)

[相談者] 土地売買の媒介をする業者

[内 容] 隣接の生産緑地には将来建物は建たないと説明してよいか。

[考え方] 生産緑地は、市街化区域内の農地等（農地、林業用森林、漁業用池沼等）のうち今後も保全するものとして都市計画で「生産緑地地区（500 ㎡以上の規模の区域）」として指定された区域内の土地等で、使用・収益の権利を有する者は農地等として管理しなければならない（生産緑地法 7 条）。23 区内で 2,100 件以上（約 437ha）が指定されている。

区域内の建築物等の新築・増改築や宅地造成等の行為は市町村長の許可が必要で制

限されるが、一定の施設（集荷・保管施設等）で生活環境の悪化をもたらさないと認められるものは許可される（同法 8 条）。

また、都市計画の告示から 30 年を経過した時や主たる従事者が死亡した時は、所有者は市町村長に買取りの申し出ができ（同法 10 条）、市町村長は特別の事情がない限り買取るか、買取りを希望する地方公共団体から相手方を定める（同法 11 条）。なお、疾病等により従事が困難である等の特別の事情がある時も申し出ができる（同法 15 条）。

買取らない場合は当該生産緑地で従事を希望する者への斡旋に努めるが（同法 13 条）、申出日から 3 カ月以内に所有権の移転が行われなかった時は、行為制限等の規定は適用されなくなる（同法 14 条）。

生産緑地の現状変化はあり得ることで、「将来建物は建たない」との説明は適切ではない。

◇TRA 不動産相談室のご案内

当会は、下記のとおり相談事業を実施しています。会員の方は無料でご利用できますので是非ご利用下さい。

**TEL 03 (5338) 0370 (相談室専用電話)**

★相談日時

3 月の日程

- 1 不動産取引に関する電話相談  
毎週月曜日と水曜日と金曜日  
午後 1 時から午後 4 時
- 2 不動産取引に関する法律相談  
(弁護士面談・要事前予約)  
毎週火曜日と木曜日  
午後 1 時から午後 4 時
- 3 不動産取引に関する税務相談  
(税理士面談・要事前予約)  
原則第 2・4 木曜日  
午後 1 時から午後 4 時

日	月	火	水	木	金	土
			1 電話	2 法律	3 電話	4
5	6 電話	7 法律	8 電話	9 法律 税務	10 電話	11
12	13 電話	14 法律	15 電話	16 法律	17 電話	18
19	20 春分の日	21 法律	22 電話	23 法律 税務	24 電話	25
26	27 電話	28 法律	29 電話	30 法律	31 電話	

★TRA 不動産相談室

所在地 新宿区西新宿 7-4-3 升本ビル 2 階

**TEL 03 (5338) 0370 (相談室専用電話)**

FAX 03 (5338) 0371